

福井県報

第 105 号
令和 2 年
8 月 4 日 (火)
火 曜 日 発 行

目次

(※は、県例規集登載事項)

告示

- ※県統計調査の告示の一部を改正する告示(二九四・統計情報課)……………二
- 第二種特定鳥獣管理計画の変更(二九五・中山間農業・畜産課)……………六
- 道路の位置の指定(二九六・丹南土木事務所)……………七

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(統計情報課)……………七
 - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(恐竜博物館)……………九
 - 鳥獣保護区の変更に係る指針案の縦覧(自然環境課)……………九
 - 鳥獣保護区の変更に係る公聴会の開催(同)……………一〇
 - 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出(産業政策課)……………一〇
 - ………………一〇
 - 公共測量の実施(土木管理課)……………一一
 - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(二件・道路保全課)……………一一
 - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(教育政策課)……………一六
 - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(警察本部警務課)……………一六
 - ………………一六
- 教育委員会告示**
- 福井県指定文化財の指定(九・生涯学習・文化財課)……………一六
- 選挙管理委員会告示**
- 政治団体の設立の届出(四四)……………一七
 - 政治団体の届出事項の異動に係る届出(四五)……………一八
 - 政治団体の解散の届出(四六)……………一九
 - 資金管理団体の指定の届出(四七)……………一九
 - ………………一九
 - ※公職選挙法事務規程の一部を改正する告示(四八)……………二〇

公安委員会告示

○ 警備業法第二十三条第一項の規定による検定の実施(八九・生活環境課)……………三六

告 示

福井県告示第294号

県統計調査の告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年8月4日

福井県知事 杉本 達治

県統計調査の告示の一部を改正する告示

県統計調査の告示（平成21年福井県告示第187号）の一部を次のように改正する。

表を次のように改める。

調査の名称および目的	調査対象の範囲	報告を求める事項およびその基準となる期日または期間	報告を求める者	報告を求めるために用いる方法	報告を求める期間
福井県人口統計調査 福井県における毎月の人口移動および世帯の実態を明らかにし、行政運営の基礎資料を得ることを目的とする。	県内全域 住民基本台帳法の規定に基づき作成する住民票に記載または削除した者	出生・死亡・転入・転出の別、日本入・外国人の別、出生年月、性別、転入前・転出先住所地、国籍 毎月	県内全市町	県—報告者 電子メール	調査月の翌月15日
鉱工業生産動態統計調査 福井県における鉱工業生産の動向を把握し、福井県の鉱工業指数を作成するための基礎資料を得ることを目的とする。	県内全域 日本標準産業分類による製造業を営む事業所のうち、特定の品目を製造する事業所および特定の品目の生産動態を集計する機関 ※特定の品目 鉄鋼業のうち工具鋼、鉄鋼切断品 金属製品工業のうちリベット 一般機械工業のうち水中ポンプ、専用機、その他の金属工作機械、その他の繊維機械、織機 電子部品・デバイス工業のうちセラミックコンデンサ 輸送機械工業のうちトラックボディー、自動変速装置部品（トルクコンバーター） 精密機械工業のうち眼鏡枠および部品 化学工業のうちシリコーン樹脂 プラスチック製品工業のうちプラスチック容器 パルプ・紙・紙加工品工業のうち感熱紙、セロファン その他の繊維製品のうち防水樹脂加工 食料品工業のうち水産練製品、そう菜、昆布加工品	事業所の名称、所在地、品目名、単位、生産量、出荷量、在庫量、作成者名 毎月	日本標準産業分類による製造業を営む事業所のうち、特定の品目を製造する事業所および特定の品目の生産動態を集計する機関から、代表性等を考慮して品目ごとに抽出した事業所および機関	県—報告者 郵送調査 電子メール	調査月の翌月10日
高齢者福祉基礎調査 県内の高齢者人口や高齢者を擁する世帯数、および認知症高齢者数等を把握し、高齢者福	県内全域 全世帯	男女別および年齢5歳階級別の40歳以上人口、65歳以上親族のいる世帯数、65歳以上親族のいる世帯	県内全市町	県—報告者 電子メール	4月30日

<p>福祉施策を立案するための基礎資料の作成を目的とする。</p>		<p>のうち高齢単身世帯数・高齢夫婦世帯数・夫婦ともに65歳以上世帯数、日常生活自立度別および自宅内外別の要介護認定者数</p>			
<p>産業廃棄物実態調査 5年毎に策定予定の廃棄物処理計画の基礎資料として、廃棄物の発生量および処理量について、全数調査を行う。</p>	<p>福井県内全域 平成25年度に産業廃棄物を年間10トン以上発生していた事業所</p>	<p>産業廃棄物の発生量、排出量、処分状況等 調査を実施する前年度（4月1日～3月31日）</p>	<p>約840事業所（全数）</p>	<p>都道府県—民間事業者—報告者 郵送調査</p>	<p>5年毎 10月上旬～11月下旬</p>
<p>企業における女性の活躍（活用）に関する調査 福井県内の企業における女性の登用状況や取組み状況等を把握し、女性の活躍を促進する施策を検討するための基礎資料の作成を目的とする。</p>	<p>福井県内全域 県内民間企業</p>	<p>業種、従業員数およびリーダー的立場にある従業員数、女性の活用および登用に關しての取組み内容等 2月1日</p>	<p>企業 1,000社</p>	<p>福井県—民間事業者—報告者 郵送調査</p>	<p>不定期（原則として5年） 1月下旬～2月</p>
<p>県民健康・栄養調査 「元気な福井の健康づくり応援計画」（健康増進法第8条に基づく法定計画）に基づく施策の評価を行うとともに、次期計画の基礎資料とするため、国民健康・栄養調査に準じた方法により県民の身体状況、栄養摂取状況、生活習慣等を明らかにすることを目的とする。</p>	<p>① 身体状況調査票 福井県内全域 満1歳以上の世帯員</p> <p>② 栄養摂取状況調査票 福井県内全域 満20歳以上の世帯員</p> <p>③ 生活習慣調査票 福井県内全域 満20歳以上の世帯員</p> <p>④ 健康に関する調査票 I 福井県内全域 満15歳以上の世帯員</p> <p>⑤ 健康に関する調査票 II 福井県内全域 満14歳以下の世帯員</p>	<p>身長、体重、血圧、血液検査 平成28年10月～12月中の任意の1日</p> <p>世帯状況、食事状況、食物摂取状況 平成28年10月～12月中の任意の1日</p> <p>運動状況、喫煙状況、歯の状況等 平成28年10月～12月中の任意の1日</p> <p>間食の状況、運動状況、喫煙状況、歯の状況等 平成28年10月～12月中の任意の1日</p> <p>間食の状況、歯の状況等 平成28年10月～12月中の任意の1日</p>	<p>11地区 約500世帯の約1,750人</p>	<p>県—健康福祉センター—調査員 報告者 郵送調査およびその他</p>	<p>5年毎 10月～12月</p>

<p>福井県就業実態調査 就職支援施策に必要な不可欠な就業・不就業に 関するデータを蓄積し、就業改善のための基 礎資料を得ることを目的とする。</p>	<p>福井県内全域 世帯（15歳以上の者）</p>	<p>氏名（任意）および男女の別、出 生の年月、配偶の関係、卒業の状 態、調査日を最終日とする7日間 における就業状態、従業上の地位 、今の雇用形態で働く理由、勤め 先、業主などの事業の産業分類、 求職活動の有無、就業可能時期、 探している仕事に主にするものか 、かたわらにするものか、探して いる仕事の形態、仕事を探し始め た理由、求職方法、仕事を探し始 めてからの期間、仕事に就けない 理由、転職などの希望の有無 毎月末日現在（12月、3月は26日 現在）。ただし、就業状態に関す る事項については、調査日を末日 とする1週間の状態について調査 する。</p>	<p>毎月約2,000名</p>	<p>県—民間事業者 —調査員—報告 者調査員調査</p>	<p>調査月の翌月 5日</p>
<p>福井県商品流通調査 平成27年福井県産業連関表作成のための基礎 資料を得るため、製造業における各商品の輸 出および移出入における地域間の交易情報と 主要な販売先業種を明らかにする。</p>	<p>福井県全域</p>	<p>日本標準産業分類に掲げる大分類「製造業」のうち、 「商品流通調査品目一覧」に掲げる322品目を生産し ている事業所</p>	<p>製造品の自工場生産額、自工場消 費額、輸出向けおよび国内向け出 荷額、国内向け出荷のうち消費地 別構成比および業種別構成比 調査実施年の前年（1～ 12月）</p>	<p>福井県—報告者 —郵送調査</p>	<p>5年毎 平成28年11月</p>
<p>福井県ひとり親家庭等実態調査 福井県内における母子世帯、父子世帯および 一人暮らしの寡婦の生活の実態を把握し、「福 井県ひとり親家庭自立支援計画」改定のため の基礎資料を得ることを目的とする。</p>	<p>福井県全域</p>	<p>母子世帯、父子世帯および一人暮らしの寡婦</p>	<p>本人・家族の状況、住まいの状況 、就労状況、収入状況、養育費や 面会交流の状況、悩み等の状況、 子どもの学習状況、福祉施策の利 用状況8月1日</p>	<p>【配布】県—市 —町—報告者 【回収】報告者 —県 —その他および郵 送調査</p>	<p>不定期 (原則として 5年毎) 7月～8月</p>
<p>福井県の社会貢献活動実態調査 本県の社会貢献活動の推進を図るため、県民 、企業、県内NPO法人の活動の実態等を把 握し、「福井県県民社会貢献活動推進計画」 に反映するとともに、今後の社会貢献活動推 進の施策展開に反映させることを目的とする 。</p>	<p>①県民の社会貢献活動に関する調査 県内全域 18歳以上の県民</p>	<p>②NPO法人におけるボランティア等社会貢献活動に 関する調査</p>	<p>ボランティア活動の実態、くらし の中での助け合いの実態等 調査実施年の前年の1年間（1月 ～12月）</p>	<p>県—民間事業者 —報告者 —郵送調査</p>	<p>不定期（原則 として5年毎 ） 1月中旬～2 月下旬</p>
	<p>約2,000人</p>	<p>約240法人</p>	<p>県—民間事業者 —報告者</p>	<p>不定期（原則 として5年毎</p>	

<p>福井県観光客入込数調査 福井県内の観光地等を訪れた観光客数を観光地・市町別に把握し、今後の観光施策を立案等するための基礎資料を得ることを目的とする。</p>	<p>県内全域 県内に主たる事務所を有するNPO法人</p>	<p>ービス・協働事業の実施状況等 4月1日</p>	<p>約1,000社</p>	<p>県—民間事業者—報告者 郵送調査</p>	<p>不定期(原則として5年毎) 1月中旬～2月下旬</p>
<p>福井県観光客動態調査 県内を訪れる観光客の属性や動向を把握し、今後の観光施策を立案等するための基礎資料を得ることを目的とする。</p>	<p>県内全域 福井県内の観光地に訪れる観光客</p>	<p>福井県内の観光地等を訪れた人数 四半期毎の月別実績</p>	<p>約300地点</p>	<p>県—市町—報告者 オンライン調査 および電話、FAX</p>	<p>四半期毎の最終月の翌月の20日</p>
<p>配偶者等からの暴力に関する実態調査 本県のDVの現状を把握し、25年度策定予定の「配偶者暴力防止および被害者保護のための基本計画<第2次改訂版>(仮称)」や今後のDV防止施策に反映させることを目的とする。</p>	<p>県内全域 18歳以上の県民</p>	<p>DV法・相談窓口の認知度およびDV被害の有無等 調査実施期間中の前年度の1年間(4月～3月)</p>	<p>約4,000人</p>	<p>県—民間事業者—報告者 郵送調査</p>	<p>不定期(原則として5年毎) 6月下旬～7月11日</p>
<p>福井県の子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査 子育て支援等に関する県民の実態や意識等を把握し、県の子ども・子育て支援事業計画(平成32～36年度)の策定に反映させることを目的とする。</p>	<p>①福井県の子ども・子育て支援事業計画に関する調査(就学前児童および就学児童の保護者用) 福井県内全域 就学前児童および就学児童の保護者</p>	<p>結婚、子どもを生み育てること、育児や子どもとのふれあい、子どもたちの生活、子育ての支援者、子育てと仕事の両立、育児休業、育児短時間勤務、職場環境、行政による子育て支援について 1月1日</p>	<p>就学前児童および就学児童の保護者 5,000人</p>	<p>県—民間事業者—報告者 郵送調査</p>	<p>不定期(原則として5年毎) 1月上旬～2月下旬</p>
<p>②福井県の子ども・子育て支援事業計画に関する調査(未婚者用) 福井県内全域 未婚者</p>	<p>③福井県の子ども・子育て支援事業計画に関する調査(不妊治療経験者用) 福井県内全域</p>	<p>結婚、子どもに対する考え方、県の結婚支援事業、県の子育て支援事業について 1月1日</p>	<p>未婚者 3,000人</p>	<p>不妊治療経験者 1,000人</p>	<p></p>

地域ブランドベンチャー調査 ふくいブランド推進施策の立案に向けて現状分析の精度を高めるとともに、ふくいブランドの核となる地域ブランドを創造するため、県外消費者に対し地域ブランドのブランド力を調査し、施策の評価、分析、立案につなげることを目的とする。	不妊治療経験者 関東（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）中京（愛知県、岐阜県、三重県） 関西（大阪府、京都府、兵庫県） 当該都府県に在住する15～79歳の者	1月1日 福井県の観光地の認知度など 3月1日時点	関東地区 1,700人 中京地区 520人 関西地区 780人	県—民間事業者 —報告者 オンライン調査	1年 3月中
消費生活に関する県民調査 消費生活に関する県民の意識や実態を把握し、消費生活の安定と効果的な施策の推進を図るとともに、平成30年度に策定する福井県消費者教育推進計画の参考資料とする。	県内全域 20歳以上の県民 県内の事業所	消費者問題への関心についてなど 調査実施時点	県民 3,000人 事業所 300社	県—民間事業者 —報告者 郵送調査	5年 2月下旬～3月中旬
受動喫煙に関するアンケート調査 県民を受動喫煙から守るため、多くの県民が利用する「飲食店」等の禁煙対策の実態を把握するとともに、第2次福井県がん対策推進計画（計画期間：平成25年度～29年度）の中間評価のための参考資料とする。	県内全域 10歳以上の県民	県民の喫煙状況についてなど 平成27年2月9日から2月27日まで	県民 2,000人 飲食店 500店舗	県—民間事業者 —報告者 郵送調査	不定期 2月中
食品の海外輸出に関する実態調査 福井県産食品の輸出促進を進めていく上で、県内食関連企業の輸出への関心や実態を把握するための基礎資料として活用することを目的とする。	県内食関連企業	食品の輸出取引状況 平成28年～29年	約740企業	県—民間事業者 —報告者 郵送調査	毎年 1月中
福井県勤労者就業環境基礎調査 県内の勤労者が具体的にどのような就業環境・労働条件のもとに働いているのか実態を把握し、今後の勤労者の福祉向上をより積極的に推進するための基礎的データをを得ることを目的とする。	福井県全域 日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」、製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属する事業所	事業所の現況、就業規則、労働時間・休日・休暇、非正規従業員の雇用管理、育児・介護休業制度、仕事と家庭の両立支援、男女雇用機会均等関係、高齢者雇用関係、人材育成関係、多様な人材の活用関係 7月31日	840事業所	県—報告者 郵送調査	1年 8月中旬～9月下旬

附 則

この告示は、令和2年8月4日から施行する。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第1項の規定により福井県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）および福井県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）を変更したので、同法第7条の2第3項で準用する同法第4条第5項の規定によりこれを公表する。
なお、当該計画を次のとおり縦覧に供する。

令和2年8月4日

福井県知事 杉本 達治

- 縦覧に供する書類
福井県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）および福井県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）
- 縦覧期間
告示の日から4週間
- 縦覧の場所
福井県農林水産部中山間農業・畜産課、福井県各農林総合事務所および嶺南振興局

福井県告示第296号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年8月4日

福井県丹南土木事務所長 田中秀樹

- 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名
越前市村国2丁目1番11号
株式会社北信リース
代表取締役 伊林 悟志
- 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅員 (単位：メートル)	延長 (単位：メートル)
越前市国高3丁目8字12番1の一部、15番1の一部、15番2の一部、15番3の一部、15番4の一部	6.00	109.00

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第

4条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年8月4日

福井県知事 杉本 達治

- 一般競争入札に付する事項
(1) 調達をする業務の名称および数量
福井県行政情報ネットワーク無線LAN環境構築業務および保守業務（本庁分）一式
- 調達物品の仕様等
- 入札説明書および仕様書（以下「入札仕様書等」という。）による。
- 契約期間
令和2年9月25日から令和8年3月31日まで（長期継続契約）
この場合に、福井県において翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額について、減額または削除があった場合には、この契約を解除する。
- 履行場所
入札説明書による。
- 入札に参加する者に必要な資格
この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格審査の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
(2) 入札の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
(4) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に関する業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。
(5) この入札に係る調達物品に関する点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分に整い、迅速かつ円滑に対応できると認められる者であること。
(6) 過去に同規模以上のネットワーク構築業務を履行した実績を有する者であること。
(7) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納のない者であること。
(8) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその

支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書(電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者にあつては、入札説明書に定める様式)に、必要な書類を添付して次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術的審査を受け資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和2年8月4日(火) 9時から令和2年8月24日(月) 17時まで

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信すること。なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとす。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

提出期限内に提出先へ直接持参または配達証明付書留郵便により提出すること。

(3) 入札に関する資料として、現行ネットワーク構成の関係図書を8の場所にて閲覧することができる。希望する場合は、問合せ先まで申し込みをすること。

5 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法
 4(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和2年9月14日(月) 9時から令和2年9月15日(火) 16時まで

(3) 開札日時

令和2年9月16日(水) 10時

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定に関する事項

この入札に関する契約の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびに

この入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県地域戦略部統計情報課ICT戦略室

電話 0776-20-0267

9 その他

(1) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨
 日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2

項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。
 (6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

- 1 0 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be required
 Fukui Prefecture Administrative information network wireless environment construction and maintenance (Main office part)
- (2) Date, time of bidding
 9:00A.M. 14th September 2020 - 4:00P.M. 15th September 2020
- (3) Period of contract
 Date of the contract to 31st March 2026
- (4) The place for delivery and contact for notice
 Statistics and information division, department of regional strategy, Fukui prefectural government, 3-17-1, Ohte, Fukui city, Fukui prefecture, 910-8580 Japan.
 Tel 0776-20-0267

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和2年8月4日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量
 福井県立恐竜博物館恐竜ホール棟調光設備および照明制御装置設備更新業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
 福井県勝山市村岡町寺尾第51号11番地
- 3 落札者を決定した日
 令和2年7月15日
- 4 落札者の名称および住所
 岩見電工株式会社
 福井県福井市成和2丁目904-1
- 5 落札金額
 64,350,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
 令和2年6月2日

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき、鳥獣保護区を変更（区域拡張）するので同法第28条第4項の規定に基づき、次のとおり公告し、令和2年8月4日から8月17日までの間、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間および当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案（以下、「指針案」という。）について縦覧に供する。

なお、同法第28条第5項の規定に基づき、当該鳥獣保護区の区域の住民および利害関係人は、縦覧期間満了の日までの間に、知事に指針案についての意見書を提出することができる。

令和2年8月4日

福井県知事 杉本 達治

- 1 鳥獣保護区の名称
 北潟鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域
 あわら市北潟地籍、北潟東交差点を起点として、国道305号を北進し、開田橋を経て主要地方道福井金津線との交点に至り、同地方道を南進し、細呂木地籍細呂川にかかると細呂木橋に至り、同細呂川左岸を湖岸より20メートルの地点まで進み、湖岸線から20m幅に沿って一般県道細呂木停車場・北潟線に至り、同地点から一般県道北潟湖畔自転車道線（北潟湖ハミングロード）を東進後、南進し赤尾橋を経て北進し昭和橋東詰に至り、同地点から湖岸線より20mの幅に沿って進み、塩尻橋北詰に至り、同地点を北進し国道305号線の交点に至り、同国道を北東進して起点に達する線で囲まれた区域一円
- 3 鳥獣保護区の存続期間
 令和2年11月1日から令和22年10月31日（20年間）
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針の案
 - (1) 鳥獣保護区の指定区分
 集団渡来地の保護区
 - (2) 鳥獣保護区の指定目的
 当該地域は、本県の北端部に位置する県内で3番目に大きな湖である。加越台地の浸食によりできた谷に水がたたえられたもので、最深3m程度であり、河口で海とつながっているため海水が流入し、内陸に向けて汽水から淡水まで塩分濃度か変化する多様な環境が存在している。また、湖畔の一部にはヨシ原も発達しており、フナ、コイ、ウナギ、ワカサギのほか、果敢絶滅危惧I類のミナミアヒヒタビラや、シソジ

コハゼ、キタノメダカ、ヤリタナゴ、ホトケドジョウなどの淡水性の希少な魚類やシジミといった汽水域に生育する貝類等も多く生息しており、こういった魚介類を餌とする多くのカモ類やワシタカ類の集団渡来、越冬地となっている。

具体的には、令和元年度の「ガンカモ鳥類生息調査」によると、本湖にはホシハジロ、キンクロハジロ、マガモ等2,800羽を超えるガンカモ類が記録され、中でも県内では三方五湖や大堤などの限られた湖沼に飛来し、近年、時となる湖沼環境の悪化等により飛来数が減少している果敢絶滅危惧種のヨシガモの重要な渡来地となっている。特に区域拡張する赤尾の湖面は、本湖におけるヨシガモの殆どが集結する地域であり、本県におけるヨシガモの保護上、重要な場所となっている。冬期には本湖の上空は、片野鴨池と坂井平野を採餌のために往復するマガモの移動ルートとなるほか、赤尾の水面や周辺農地では、ケリ、コチドリが繁殖し、イソシギ、セイタカシギなどの採餌場所として利用されている。

北潟湖全体では、タカ目のオジロワシ、オオワシ、ノスリ、ハイイロチュウヒ、ハヤブサ目のハヤブサ、チヨウゲンボウなど、そのほか、魚類を主食とするミサゴの採餌行動が観察されている。

以上のとおり、当該地域は、鳥類の生息のための重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区の変更(区域拡張)により、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 管理方針

- ・ 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- ・ 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- ・ 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

5 指針案の縦覧場所

福井県安全環境部自然環境課、福井県坂井農林総合事務所林業部林業・木材活用課、あわら市農林水産課および北潟公民館

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第6項の規定に基づき、公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成12年福井県規則第97号)第2条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和2年8月4日

福井県知事 杉本 達治

1 北潟鳥獣保護区の変更(区域拡張)に関する公聴会の開催

(1) 日時 令和2年8月27日(木) 14時から

(2) 場所

北潟公民館2階研修室

福井県あわら市北潟150-1

(3) 意見を聴こうとする案件

令和2年11月1日から令和22年10月31日までの期間、あわら市北潟湖において、面積263ヘクタールの区域(拡張を予定している区域を含む。)の鳥獣保護区を変更(区域拡張)すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和2年8月4日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ハロー神明店

福井県鯖江市札町字野岸9番 外27筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ハローワークス

代表取締役 横山 悟

愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目16番21号

佐々木 恵介

大阪府大阪市東住吉区鷹合一丁目11番13号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては

代表者の氏名

(変更前)

・株式会社ハローワークス

代表取締役 横山 悟

愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目16番21号

(変更後)

・株式会社ハローワークス

代表取締役 横山 悟

愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目16番21号

・佐々木 恵介

大阪府大阪市東住吉区鷹合一丁目11番13号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

・株式会社ハロー

代表取締役 田代 正美

岐阜県多治見市大針町661番地の1

・株式会社クスリのアオキ

代表取締役 青木 宏憲

石川県白山市松本町2512番地

・有限会社コアックス

代表取締役 片岡 裕之

福井県鯖江市札町32号6番地5

(変更後)

・株式会社ハロー

代表取締役 田代 正美

岐阜県多治見市大針町661番地の1

・株式会社クスリのアオキ

代表取締役 青木 宏憲

石川県白山市松本町2512番地

・株式会社ジョイテール

代表取締役 中野 晴行

石川県金沢市鳴和一丁目13-1

4 変更の年月日

令和2年6月1日

5 変更する理由

(1) 建物設置者については、大規模小売店舗立地法第5条第1項の届出時において建物設置者の佐々木恵介氏が未届になっていたため

(2) 小売業者の変更のため

6 届出のあった日

令和2年7月2日

7 届出の縦覧場所

(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部産業政策課

(2) 福井県鯖江市西山町13-1

鯖江市産業環境部商工政策課にぎわい推進室

8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出先

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部産業政策課

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和2年7月13日に嶺南振興局小浜土木事務所より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和2年8月4日

福井県知事 杉本 達治

1 測量計画機関の名称

嶺南振興局小浜土木事務所

2 作業の種類

公共測量(基準点測量、水準測量)

3 作業の期間

令和2年6月18日から令和3年3月2日まで

4 作業の地域

大飯郡おおい町小堀

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年8月4日

福井県知事 杉本 達治

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品(以下「調達物品」という。)の名称および数量

除雪トラック(7t級)1台

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書および仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。

(3) 納入期限

令和3年3月26日(金) 16時

(4) 納入場所

単位：台

事務所名	所在地	台数
敦賀土木事務所	敦賀市中央町1丁目7-36	1
合 計		1

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により資格の認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格に係る審査の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。）であつて、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に県の指名停止または指名除外期間中でないこと。
- (3) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に係る調達物品を納入することができると認められる者であること。
- (4) この入札に係る調達物品の点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができることと認められる者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付に関する事項

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部署の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先
〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県土木部道路保全課
電話 0776-20-0477
- (2) 入札説明書等の交付は上記場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書別紙2）に、必要と認められる書類を添えて、次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 入札参加資格確認申請書等の提出期限
令和2年8月17日（月）17時まで
- (2) 入札参加資格確認申請書等の提出方法
電子入札システムを使用して送信する。
なお、入札参加資格確認申請書の情報が、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに、提出期間中に記録されたものを有効とする。
入札参加資格確認申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとす。
- (3) 紙入札者に係る申請書等の提出先および提出方法

ア 提出先

〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県土木部道路保全課
電話 0776-20-0477

イ 提出方法

持参または郵送すること（郵送する場合は簡易書留郵便とする。）。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

5(2)または5(3)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和2年9月14日(月) 8時30分から令和2年9月15日(火) 16時まで

ア 開札日時

令和2年9月16日(水) 13時15分

イ 場所

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県庁9階901会議室

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定方法

この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手續および契約に関する手續において使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号。以下「財務規則」という。）第152条、第153条、第171条および第172条の規定による。

(3) 入札参加者に要求される事項

入札参加者は、この入札に係る調達物品の仕様書その他必要と認められる書類（以下「入札仕様書等」という。）を次のとおり提出し、当該調達物品の仕様に関する県の技術的審査を受けるものとする。

なお、入札仕様書等の内容について、当該技術的審査に係る事務を担当する部局から説明または確認を求められる場合がある。

ア 提出期限

令和2年8月17日(月) 17時まで

イ 提出方法

持参、または郵送すること。

ウ 提出場所

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県土木部道路保全課

(4) 入札の無効

財務規則第151条の規定による。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(7) その他

この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Snow removing truck (7t class) 1car

(2) Date, time of bidding

1:15pm, September 16, 2020

(3) Period of contract

4:00pm, March 26, 2021

(4) Contact point for the notice

Road maintenance division, Fukui prefectural government, 3-17-1, Ohte, Fukui city, Fukui prefecture, 910-8580, Japan
TEL 0776-200477

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年8月4日

福井県知事 杉本 達治

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量
除雪ドーザ（14t級）2台
- (2) 調達物品の仕様等
- (3) 入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
納入期限
令和3年3月26日（金） 16時
- (4) 納入場所

単位：台

事務所名	所在地	台数
丹南土木事務所	越前市上太田町42-1-1	1
丹南土木事務所 鯖江丹生土木部	丹生郡越前町気比庄3-17	1
合 計		2

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により資格の認定を受けた者（この公告の日から開れまでに資格に係る審査の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。）であって、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に県の指名停止または指名除外期間中でないこと。
- (3) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に係る調達物品を納入することができる技術的能力を有すると認められる者であること。
- (4) この入札に係る調達物品の点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができることと認められる者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくはは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくはは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している

者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部署の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県土木部道路保全課

電話 0776-20-0477

(2) 入札説明書等の交付は上記場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書別紙2）に、必要と認められる書類を添えて、次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書等の提出期限
令和2年8月17日（月） 17時まで

(2) 入札参加資格確認申請書等の提出方法
電子入札システムを使用して送信する。

なお、入札参加資格確認申請書の情報が、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに、提出期間中に記録されたものを有効とする。

入札参加資格確認申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

(3) 紙入札者に係る申請書等の提出先および提出方法

- ア 提出先
〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県土木部道路保全課
電話 0776-20-0477
- イ 提出方法
持参または郵送すること（郵送する場合は簡易書留郵便とする。）。
- 6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時
- (1) 入札書の提出方法
5(2)または5(3)と同様とする。
- (2) 入札書の提出期間
令和2年9月14日(月) 8時30分から令和2年9月15日(火) 16時まで
- ア 開札日時
令和2年9月16日(水) 13時30分
- イ 場所
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県庁9階901会議室
- 7 入札方法
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 8 落札者の決定方法
この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 9 その他
- (1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨
日本語および日本国通貨
- (2) 入札保証金および契約保証金
福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号。以下「財務規則」という。）第152条、第153条、第171条および第172条の規定による。
- (3) 入札参加者に要求される事項
入札参加者は、この入札に係る調達物品の仕様書その他必要と認められる書類（以下「入札仕様書等」という。）を次のとおり提出し、当該調達物品の仕様に関する県の技術的審査を受けるものとする。

- なお、入札仕様書等の内容について、当該技術的審査に係る事務を担当する部局から説明または確認を求められる場合がある。
- ア 提出期限
令和2年8月17日(月) 17時まで
- イ 提出方法
持参、または郵送すること。
- ウ 提出場所
〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県土木部道路保全課
- (4) 入札の無効
財務規則第151条の規定による。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。
- なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。
- (7) その他
この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased
Snow removing wheel type dozer (14t class) 2cars
- (2) Date, time of bidding
1:30pm, September 16, 2020
- (3) Period of contract
4:00pm, March 26, 2021
- (4) Contact point for the notice
Road maintenance division, Fukui prefectural government, 3-17-1, Ohte, Fukui city, Fukui prefecture, 910-8580, Japan
TEL 0776-20-0477

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和2年8月4日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量
令和2年度県立高校クラブソフト端末整備事業 機器調達および導入業務 一式
契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県教育庁教育政策課
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年7月10日
- 4 落札者の名称および住所
西日本電信電話株式会社福井支店
福井県福井市日之出2丁目12番5号
- 5 落札金額
148,280,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和2年5月29日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和2年8月4日

福井県知事 杉本 達治

- 1 随意契約に係る特定役務の名称および数量
福井県警察職員情報総合管理システムに係る福井県警察サーバー基盤移行業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県警察本部警務部警務課
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年6月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所
株式会社アクセンド
東京都千代田区六番町11番地3

- 5 随意契約に係る契約金額
56,826,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため

教育委員会告示

福井県教育委員会告示第9号

福井県文化財保護条例（昭和34年福井県条例第39号）第4条第1項および第34条第1項の規定に基づき、次の文化財を福井県指定文化財に指定するので、同条例第4条第4項および第34条第2項の規定により告示する。

令和2年8月4日

福井県教育委員会

有形文化財の指定 9件

種別	名称	所在地	所有者
絵画	紙本金地著色 三十六歌仙図	大野市天神町2-4 (大野市歴史博物館)	宗教法人円立寺
	紙本著色 春秋遊女遊楽図	大野市今井15-13	宗教法人西応寺
彫刻	紙本著色 小浜祇園祭礼図	小浜市遠敷2丁目104 (県立若狭歴史博物館)	宗教法人廣嶺神社
	木造 十一面観音立像	福井市照手1丁目12-5	宗教法人長運寺
古文書	木造 女神坐像	坂井市三国町安島23-15-1	宗教法人大湊神社
	龍澤寺文書	あわら市御簾尾10-12	宗教法人龍澤寺
歴史資料	木彫朱漆塗カマラ (堆朱カマラ) 附 湿板用縦型バット1枚 現像用平型バット1枚 台版1基、ガラス板17枚 収納箱1個	福井市宝永3丁目12-1 (福井市立郷土歴史博物館)	福井市
	漆塗日供器台 嘉吉二年銘 附 黒漆塗日供器台 安政二年銘1基 朱漆塗日供器 1口	越前市大虫町21-28	宗教法人大虫神社
工芸品	銅鰐口	小浜市小浜酒井8	宗教法人長源寺

有形民俗文化財の指定 1件

種別	名称	所在地	所有者
有形民俗	三方石観世音の手形・足形等奉納品	三方上中郡若狭町三方22-1	三方石観世音

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年8月4日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

(その他の政治団体)
(国会議員関係政治団体以外の政治団体)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和2年7月3日	桜町やすお会	谷口 良治	山内 稔	鯖江市桜町2-2-33
令和2年7月3日	豊友会	川地 信夫	佐々木 勝昭	鯖江市漆原町4-1-5
令和2年7月3日	康友会	奥田 裕康	片山 俊宏	鯖江市桜町2-9-30
令和2年7月7日	みんなで鯖江をつくる会	山岸 充	山岸 みづき	鯖江市日の出町7-42
令和2年7月7日	山岸みつるサポーターチーム	山岸 充	山岸 みづき	鯖江市日の出町7-42
令和2年7月9日	チームさばえ	戸川 隆	佐飛 康央	鯖江市熊田町25-30

福井県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年8月4日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項 主たる事務所 の所在地	異動内容	
				新	旧
平成31年3月7日	山崎正昭美浜後援会	戸嶋 秀樹	代表者	戸嶋 秀樹	山口 治太郎
令和元年5月27日	福井県美容政治連盟	山田 剛士	代表者	山田 剛士	竹内 主計
令和元年6月1日	自由民主党美浜町支部	藤本 悟	会計責任者	川畑 忠之	崎元 良栄
令和元年6月1日	山崎正昭美浜後援会	戸嶋 秀樹	会計責任者	川畑 忠之	崎元 良栄

令和2年 6月1日	自由民主党美浜町 支部	崎元 良栄	主たる事務所 所の所在地	三方郡美浜町南市6-9-15	三方郡美浜町新庄61-14
令和2年 6月5日	福井県宅建政治連 盟	加藤 信一	代表者	崎元 良栄	藤本 悟
令和2年 6月13日	自由民主党福井県 支部連合会	山崎 正昭	会計責任者	奥田 聖次	山下 健治
令和2年 6月24日	高田ひろき後援会	高田 浩樹	主たる事務所 所の所在地	田中 三津彦	長田 光広
令和2年 7月1日	自由民主党福井県 きさらぎ会支部	木村 治一	主たる事務所 所の所在地	丹生郡越前町気比庄5-9-3	丹生郡越前町気比庄4-9-1ジャ ルダンフールA205
			代表者	越前市岡本町19-13-3	坂井市坂井町木部新保29-5-2
			代表者	木村 治一	山本 誠一

福井県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年8月4日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和元年12月31日	丹生ヶ丘同志会	織田 奨
令和2年7月6日	森口せいじ後援会	森口 精治

福井県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年8月4日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

指定 年月日	資金管理団体 の届出をした者 (代表者)の氏名	届出をした者に 係る公職の種類	資金管理団体 の名称	主たる事務所の所在地
令和2年 7月4日	山岸 充	鯖江市長	山岸みつるサポート チーム	鯖江市日の出町7-42

福井県選挙管理委員会告示第四十八号

公職選挙法事務規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年八月四日

福井県選挙管理委員会 委員長 金井 亨

公職選挙法事務規程の一部を改正する告示

公職選挙法事務規程（昭和二十九年福井県選挙管理委員会告示第十六号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 投票（第二十三条―第四十三条の三）</p> <p>第七章～第十二章（略）</p> <p>附則</p> <p>第七条 削除</p> <p>（異議の申出に係る通知および告示）</p> <p>第十条 法第二十四条第二項または第三十条の八第二項の規定による通知は、別記第六号様式に準じてするものとする。</p> <p>2 法第二十四条第二項または第三十条の八第二項の規定による告示は、別記第六号様式の二に準じてするものとする。</p> <p>（指定期日前投票所等の告示）</p> <p>第二十六条の二 令第六十五条の十三第四項の規定による告示は、別記様式第十七号様式の二に準じてするものとする。</p> <p>（投票に関する報告等）</p> <p>第四十一条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 投票（第二十三条―第四十三条の二）</p> <p>第七章～第十二章（略）</p> <p>第十三章 補則（第八十六条）</p> <p>附則</p> <p>（開票区の変更または廃止の告示）</p> <p>第七条 県の委員会は、法第十八条第二項の規定により設けた開票区を変更し、または廃止したときは、直ちに告示しなければならない。</p> <p>（異議の申出に係る通知および告示）</p> <p>第十条 法第二十四条第二項（法第三十条の八第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、別記第六号様式に準じてするものとする。</p> <p>2 法第二十四条第二項（法第三十条の八第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、別記第六号様式の二に準じてするものとする。</p> <p>（指定期日前投票所の告示）</p> <p>第二十六条の二 令第六十五条の十三第三項の規定による告示は、別記様式第十七号様式の二に準じてするものとする。</p> <p>（投票に関する報告等）</p> <p>第四十一条（略）</p>

3 投票管理者は、第三十四条の二の確認書、別記第二十五号様式に準じて作成した投票用紙等受払計算書(第六十七条において「投票用紙等受払計算書」という。)、使用しなかった投票用紙および汚損した投票用紙ならびに仮投票用封筒その他の投票に関する書類を、法第五十五条または第五十六条の規定により送致する投票箱等とともに、開票管理者に送致するものとする。

(繰延投票に係る事由の報告)

第四十三条 (略)

(共通投票所)

第四十三条の二 法第四十一条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十三条の二 第二項	第二項	法第四十一条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第三十八条第二項
第二十三条の二 第二項	令第二十七条	令第四十八条の三の規定により読み替えて適用される令第二十七条
第二十四条 投票所事務従事者	投票所事務従事者	投票所および共通投票所の事務従事者
第二十四条の二 第二項	令第二十八条第一項	令第四十八条の三の規定により読み替えて適用される令第二十八条第一項
第三十四条 投票所	投票所	投票所または共通投票所
第三十四条の二 二	令第三十四条	令第四十八条の三の規定により読み替えて適用される令第三十四条
第三十五条	令第四十条第一項	令第四十八条の三の規定により読み替えて適用される令第四十条第一項
第三十六条	法第四十二条第一項 ただし書	法第四十一条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第四十二条第一項 ただし書
第四十条第一項	令第四十三条	令第四十八条の三の規定により読み替えて適用される令第四十三条

2 第二十五条から第二十六条までおよび第二十七条から第三十条までの規定は、法第四十一条の二第一項の規定により設ける共通投票所について準用する。
この場合において、第二十五条の二第一項中「法第四十条第二項」とあるのは

3 投票管理者は、第三十四条の二の確認書、別記第二十六号様式に準じて作成した投票用紙等受払計算書(第六十七条において「投票用紙等受払計算書」という。)、使用しなかった投票用紙および汚損した投票用紙ならびに仮投票用封筒その他の投票に関する書類を、法第五十五条または第五十六条の規定により送致する投票箱等とともに、開票管理者に送致するものとする。

(繰延投票に係る事由の報告)

第四十三条 (略)

「法第四十一条の二第六項において準用する法第四十条第二項」と、第二十六条第一項中「法第四十一条第一項」とあるのは「法第四十一条の二第六項において準用する法第四十一条第一項」と、第二十六条第二項中「法第四十一条第二項」とあるのは「法第四十一条の二第六項において準用する法第四十一条第二項」と読み替えるものとする。

3 法第四十一条の二第四項の規定による告示は、別記第二十六号様式に準じてするものとする。

(期日前投票)

第四十三条の三 第二十三条から第四十二条まで(第二十四条の二第二項、第二十五条の二、第三十六条の二、第三十七条の二、第三十九条および第四十二条(令第六十五条の十九第二項に規定する在外投票調書に係る部分に限る。))を除く。)の規定は、法第四十八条の二第一項の規定による期日前投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

(略)

(略)

(略)

2 法第四十八条の二第四項の規定による告示は、別記第二十六号様式の二に準じてするものとする。

(指定病院等)

第五十条 令第五十五条第二項および第四項第二号に規定する県の委員会が指定する病院、老人ホーム、身体障害者支援施設または保護施設(次条において「指定病院等」という。)は、別表第二のとおりとする。

(指定病院等の指定等の手続)

第五十条の二 県の委員会は、病院、老人ホーム、身体障害者支援施設または保護施設(以下この条において「病院等」という。)の長または設置者の申請に基づき、指定病院等を指定することができる。この場合において、当該申請者は、別記第二十九号様式の二による申請書に次に掲げる書類を添えて、県の委員会に提出しなければならない。

一〇六 (略)

2 (略)

(期日前投票における関係規定の適用の特例)

第四十三条の二 第二十三条から第四十二条まで(第二十四条の二第二項、第二十五条の二、第三十六条の二、第三十七条の二、第三十九条および第四十二条(令第六十五条の十九第二項に規定する在外投票調書に係る部分に限る。))を除く。)の規定は、法第四十八条の二の規定による期日前投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

(略)

(略)

(指定病院等)

第五十条 令第五十五条第二項および第四項第二号に規定する県の委員会が指定する病院、老人ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設または労働災害予防センター作業所(次条において「指定病院等」という。)は、別表第二のとおりとする。

(指定病院等の指定等の手続)

第五十条の二 県の委員会は、病院、老人ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設または労働災害予防センター作業所(以下この条において「病院等」という。)の長または設置者の申請に基づき、指定病院等を指定することができる。この場合において、当該申請者は、別記第二十九号様式の二による申請書に次に掲げる書類を添えて、県の委員会に提出しなければならない。

一〇六 (略)

2 (略)

3 指定病院等の長または設置者は、当該指定病院等の名称または所在地を変更した(所在地の変更にあつては、住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第百十九号)第二条に規定する方法による住居表示の実施に係るものその他所在地の表示のみの変更に係るものに限る。)ときは、別記第二十九号様式の三による届出書により、その旨を県の委員会に届け出なければならない。この場合において、当該届出が名称の変更に係るものであるときは、その旨を証する書類を添えるものとする。

4 5 6 (略)

(選挙録の閲覧)

第七十三条 (略)

2 政治資金規正法による収支報告閲覧対象文書の閲覧および写しの交付に関する規程(昭和五十年福井県選挙管理委員会告示第八十九号)第一条から第三条までの規定は、前項の規定による閲覧について準用する。

(立候補の届出等に関する告示、報告および通知)

第七十七条 (略)

3 令第九十二条第一項第一号に掲げる場合における同項(同条第十一項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、別記第四十三号様式によりするものとする。

(立候補の届出書の記載事項等の変更の通知)

第七十八条 選挙長は、令第八十八条第十一項または第八十九条第六項の規定による届出があつたときは、令第九十二条第一項(同条第十一項において準用する場合を含む。)の規定による通知の例により通知するものとする。この場合において、当該届出に係る事項が住所の異動であるときは、新たな住所地の市町村の長および当該市町村の委員会に通知するものとする。

(供託物返還の権利の証明)

第八十三条 衆議院小選挙区選出議員もしくは参議院選挙区選出議員の選挙または県の選挙における令第九十三条第一項または第二項の規定による請求に係る供託規則(昭和三十四年法務省令第二号)第二十五条第一項の書面は、県の委員会が証明をするものとする。ただし、県の委員会が第七十四条の規定による

3 指定病院等の長または設置者は、当該指定病院等の名称または所在地の変更(所在地の変更にあつては、住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第百十九号)第二条に規定する方法による住居表示の実施に係るものその他所在地の表示のみの変更に係るものに限る。)が見込まれるときは、別記第二十九号様式の三による届出書により、その旨を県の委員会に届け出なければならない。この場合において、当該届出が名称の変更に係るものであるときは、その旨を証する書類を添えるものとする。

4 5 6 (略)

(選挙録の閲覧)

第七十三条 (略)

2 政治資金規正法による報告書等の閲覧に関する規程(昭和五十年福井県選挙管理委員会告示第八十九号)の規定は、前項の規定による閲覧について準用する。

(立候補の届出等に関する告示、報告および通知)

第七十七条 (略)

3 令第九十二条第一項第一号に掲げる場合における同項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、別記第四十三号様式によりするものとする。

(立候補の届出書の記載事項等の変更の通知)

第七十八条 選挙長は、令第八十八条第十一項または第八十九条第六項の規定による届出があつたときは、令第九十二条第一項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による通知の例により通知するものとする。この場合において、当該届出に係る事項が住所の異動であるときは、新たな住所地の市町村の長および当該市町村の委員会に通知するものとする。

(供託物返還の権利の証明)

第八十三条 衆議院小選挙区選出議員もしくは参議院選挙区選出議員の選挙または県の選挙における令第九十三条第一項または第二項の規定による請求に係る供託規則(昭和三十四年法務省令第二号)第二十四条第二号の書面は、県の委員会が証明をするものとする。ただし、県の委員会が第七十四条の規定による

書類の引継ぎを受ける前においては、選挙長がするものとする。

書類の引継ぎを受ける前においては、選挙長がするものとする。

第十三章 補則

(農業委員会委員選挙についての準用)

第八十六条 第七条、第二十二條の二、第二十五条の二、第五十条、第五十条の二、第八十二条および前章の規定は、農業委員会の選挙による委員の選挙に関する事務の取扱いについて準用する。この場合において、第七条中「法」とあるのは「農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号。以下「農業委員会法」という。）第十一条において準用する公職選挙法」と、第二十二條の二中「市町の議会の議員または長」とあるのは「農業委員会の選挙による委員」と、第二十五条の二、第八十二条および同章中「法」とあるのは「農業委員会法第十一条において準用する公職選挙法」と、第五十条中「令」とあるのは「農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六條において準用する公職選挙法施行令」と読み替えるものとする。

第一号様式中「第五号第一項」を「第五号」に改める。
第六号様式（その二）を次のように改める。

第6号様式(第10条関係)

(その1)

第 年 月 日

様

何市(町)選挙管理委員会
委員長 氏 名印

選挙人名簿(在外選挙人名簿)の登録(登録の移転)に関する異議の申出については、審査の結果正当と認め、下記のとおり登録(抹消)した(登録の移転をした)(抹消と同時に選挙人名簿の登録をした)ので、お知らせします。

記

登録(抹消)した(登録の移転をした)者	住所	氏名	生年月日	備考

第六号様式(その二)中「その二」を「その2」に改め、「登録」の次に「(登録の移転)」を加える。

第六号様式の二から第七号様式までを次のように改める。

第6号様式の2 (第10条関係)

何市(町) 選挙管理委員会告示第 号

年 月 日現在の定時登録(選挙時登録)における選挙人名簿(年 月 日から 年 月 日までの間における在外選挙人名簿)の登録(登録の移転)に関し何某(ほか何名)から異議の申出があつたが、審査の結果その申出を正当であると認め、次のとおり修正したので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第24条第2項(第30条の8第2項)の規定により告示する。

年 月 日

何市(町) 選挙管理委員会
委員長 氏 名

登録(抹消)した(登録の移転をした)(抹消と同時に選挙人名簿の登録をした)者

投票区名	住 所	氏 名	生年月日	備考

第6号様式の3 (第12条関係)

何市(町) 選挙管理委員会告示第 号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第26条の規定により、次の者を選挙人名簿に登録したので、同条の規定により告示する。

年 月 日

何市(町) 選挙管理委員会
委員長 氏 名

投票区名	住 所	氏 名	生年月日	備考

第7号様式 (第13条関係)

何市 (町) 選挙管理委員会告示第 号

選挙人名簿 (在外選挙人名簿) に関し、公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第28条第4号 (第30条の11第3号) の事由に基づき、次の者を抹消したので、同条の規定により告示する。

年 月 日

何市 (町) 選挙管理委員会
委員長 氏 名

投票区名	住 所	氏 名	生年月日	摘要

第十三号様式 (その二) の次に次の二様式を加える。

第13号様式 (第23条関係)

(その3)

何市 (町) 選挙管理委員会告示第 号

公職選挙法施行令 (昭和25年政令第89号) 第25条の規定により、年 月 日執行の何選挙における共通投票所の投票管理者および投票管理者に事故があり、または欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり告示する。

年 月 日

何市 (町) 選挙管理委員会
委員長 氏 名

共通投票所名	投票管理者			職務代理者		
	住 所	氏 名	職務を行うべき時間	住 所	氏 名	職務を行うべき時間

(備考) 職務を行うべき時間欄は、2人以上の投票管理者または2人以上の職務代理者に交替して職務を行わせる場合に記載すること。

第十四号様式中「第回投票区」「および」「第回投票所」の次に「共通投票所・」を加える。

第十五号様式(その二)の次に次の様式を加える。

第15号様式(第23条の2関係)

(その3)

第 年 月 日

投票管理者 様

何市(町)選挙管理委員会委員長 印

投票立会人選任の通知について

年 月 日執行の何選挙において、あなたが投票管理者となる共通投票所の投票立会人を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令第48条の3の規定により読み替えて適用される同令第27条の規定により通知する。

記

住 所	氏 名	所属党派	立会時間

第十五号様式の三を同様式(その一)とし、同様式の次に次の一様式を加える。

第15号様式の3 (第25条の2関係)

(その2)

第 年 月 日

福井県選挙管理委員会委員長 様

何市(町)選挙管理委員会
委員長 氏 名

共通投票所開閉時刻変更届出書

何選挙において、次のとおり共通投票所の開閉時刻(共通投票所を開く時刻)(共通投票所を閉じる時刻)を変更した(繰り上げた)(繰り下げた)ので、公職選挙法第41条の2第6項において準用する同法第40条第2項の規定により届け出ます。

記

共通投票所名	共通投票所を開く時刻	共通投票所を閉じる時刻	摘要			
			開票所までの距離	交通機関	左の所要時間	その他

第十六号様式(その二)の次に次の一様式を加える。

第16号様式(第26条関係)

(その3)

何市(町)選挙管理委員会告示第 号

年 月 日 執行の何選挙における共通投票所は、次のとおりである。(なお、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第41条の2第6項において準用する同法第40条第1項の規定により、投票時間を次のとおり変更した。)

年 月 日

何市(町)選挙管理委員会委員長 氏 名

投票所	施設の名称	施設の所在地

(備考) 投票時間を変更した場合は、末尾に投票時間を記載すること。

第十七号様式(その二)の次に次の一様式を加える。

第17号様式(第26条関係)

(その3)

何市(町) 選挙管理委員会告示第 号

年 月 日執行の何選挙における共通投票所は、何々のため、次のように変更した。

年 月 日

何市(町) 選挙管理委員長 氏 名

施設の名称 所在地

第十七号様式の二を次のように改める。

第17号様式の2(第26条の2関係)

何市(町) 選挙管理委員会告示第 号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第48条の2第1項(第49条の2第3項)の規定に基づき、在外選挙人が投票を行う期日前投票所(共通投票所)を次のとおり指定したので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第65条の13第4項の規定により告示する。

年 月 日

何市(町) 選挙管理委員会 委員長 氏 名

投票所	施設の名称	施設の所在地	投票所を設ける期間

(備考) 投票所を設ける期間欄は、在外選挙人が投票を行う期日前投票所を指定した場合に記載すること。

第十八号様式中「筆画(」の下に「共通・」を加える。
 第二十一号様式の二中「筆画(」の次に「汗画・」を加える。
 第二十二号様式中「第40条後段」を「第40条第1項後段」に改め、同様式を同様式(その一)とし、同様式の次に次の一様式を加える。

第22号様式(第35条関係)

(その2)

宣 言 書

私(は、何市(郡)何町(町)何字何番地に住所を有する選挙人何某であることを宣言する。

年 月 日

何共通投票所において

選挙人 署 名

(筆記者 署 名)

(備考) 公職選挙法施行令第48条の3の規定により読み替えて適用される令第40条第

1項後段に該当するときは、署名に代えて次の記載をすること。

この選挙人は、により自ら宣言することができない(署名することができない)ので、書記何某をして作成させ、本人に読み聞かせた。

投票管理者 氏 名 ㊟

第二十三号様式中「第何()の下に「共通・」を加える。
第二十五号様式および第二十六号様式を次のように改める。

第25号様式 (第41条関係)

投票用紙等受払計算書

区分	受領数	使用数	汚損数	残数	備考

年 月 日執行の何選挙における(何月何日の期日前投票所の)投票用紙等の受払は、上記のとおりです。

年 月 日

何投票区(共通投票所・期日前投票所)投票管理者

氏 名 (印)

何市(町)選挙管理委員会委員長 様

第26号様式(第43条の2関係)

何市(町) 選挙管理委員会告示第 号

年 月 日 執行の何選挙における次の共通投票所は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第41条の2第3項の規定に基づき、何々のため開かない(閉じる)こととしたので、同条第4項の規定により告示する。

年 月 日

何市(町) 選挙管理委員会
委員長 氏 名

共通投票所	施設の名称	施設の所在地

第二十六号様式の次に次の二様式を加える。

第26号様式の2(第43条の3関係)

(その1)

何市(町) 選挙管理委員会告示第 号

年 月 日 執行の何選挙における次の期日前投票所は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第3項の規定に基づき、何々のため開かない(閉じる)こととしたので、同条第4項の規定により告示する。

年 月 日

何市(町) 選挙管理委員会
委員長 氏 名

期日前投票所	施設の名称	施設の所在地

第26号様式の2 (第43条の3関係)

(その2)

何市(町) 選挙管理委員会告示第 号

年 月 日 執行の何選挙における期日前投票所のうち、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第3項の規定に基づき、何々のため開かない(閉じる)こととした次の期日前投票所を開くこととしたので、同条第4項の規定により告示する。

年 月 日

何市(町) 選挙管理委員会
委員長 氏 名

期日前投票所	施設の名称	施設の所在地

第二十九号様式中「、「労災リハビリテーション作業所」を削ぐ、「または「第5号」を「、「第5号」または「第6号」」に改める。

第二十九号様式の三中「変更予定年月日」を「変更年月日」に改める。

第四十三号様式(その一)および第四十三号様式(その二)を次のように改める。

第43号様式 (第77条関係)

(その1)

第 年 月 日 号

市(町) 選挙管理委員会委員長
候補者所在地市(町・村) 長
候補者所在地市(町・村) 選挙管理委員会委員長
様

衆議院小選挙区選出議員選挙 選挙区選挙長 氏名

衆議院小選挙区選出議員選挙の立候補の届出について

年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の 選挙区の候補者として、次のとおり立候補の届出があつたので、公職選挙法施行令第92条第1項の規定により通知する。
なお、公職選挙法第175条第1項または第2項の規定による氏名等の掲示に当たつては、候補者氏名の欄のかつこ書きの戸籍名は掲示すべきものでないので、特に注意してください。

届出受理番号	届出年月日	届出の別	候補者氏名(戸籍名)	本籍	住所	生年月日	職業	候補者届出政党	左記以外の党派	ウェブサイト等のアドレス(上欄:候補者届出政党 下欄:候補者)

- 備考
- この様式は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の場合の様式である。
 - 届出の別の欄には、政党届出、本人届出または推薦届出の別を記載すること。
 - 候補者氏名の欄には、通称による届出があつた場合は、その通称を記載するほか、戸籍名をかつこ書きすること。
 - 候補者届出政党の欄には候補者届出政党の名称を記載するものとし、左記以外の党派の欄には、公職選挙法第86条第7項の規定により候補者が所属する旨の記載があつた政党その他の政治団体の名称を記載すること。

第43号様式 (第77条関係)

(その2)

第 年 月 日 号

市(町) 選挙管理委員会委員長
候補者所在地市(町・村) 長
候補者所在地市(町・村) 選挙管理委員会委員長
様

選挙(選挙区) 選挙長 氏名

選挙の候補者の立候補の届出について

年 月 日執行の 選挙の候補者として、次のとおり立候補の届出があつたので、公職選挙法施行令第92条第11項において準用する同条第1項の規定により通知する。
なお、公職選挙法第175条第1項または第2項の規定による氏名等の掲示に当たつては、候補者氏名の欄のかつこ書きの戸籍名は掲示すべきものでないので、特に注意してください。

届出受理番号	届出年月日	届出の別	候補者氏名(戸籍名)	本籍	住所	生年月日	党派	職業	ウェブサイト等のアドレス

- 備考
- この様式は、参議院選挙区選出議員、県の議会の議員または知事の選挙の場合の様式である。
 - 届出の別の欄には、本人届出または推薦届出の別を記載すること。
 - 候補者氏名の欄には、通称による届出があつた場合は、その通称を記載するほか、戸籍名をかつこ書きすること。
 - 党派の欄には、候補者届出書に記載された政党その他の政治団体の名称が字数20を超える場合は、その名称のほか、令第89条第4項の規定による略称を「(略称)何々」と記載すること。

福井県 令和二年八月四日から施行する。

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第89号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和2年8月4日

福井県公安委員会

委員長 野口 正人

1 検定の区分、実施日、時間および場所

(1) 検定の区分、実施日および時間

ア 学科試験

検定の区分	実施日	実施時間
交通誘導警備業務1級	令和2年11月2日(月)	午前9時30分から 午前11時まで
交通誘導警備業務2級		午後1時30分から 午後3時まで

イ 実技試験

検定の区分	実施日	実施時間
交通誘導警備業務1級	令和2年12月17日(木)	午後1時から 午後5時まで
交通誘導警備業務2級		午前8時30分から 正午まで

(2) 実施場所

ア 学科試験

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県警察本部地下1階B102会議室

イ 実技試験

福井県越前市余田町第2号1番地1

福井県警察本部交通部運転免許課丹南分室

2 定員

各20人

3 受検資格

(1) 交通誘導警備業務2級

福井県内に住所を有する者または福井県内の営業所に所属する警備員

(2) 交通誘導警備業務1級

(1)に該当する者であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上ある者

イ 福井県公安委員会が、アに掲げる者と同等以上の知識および能力を有すると認める者

4 検定試験の方法および内容

学科試験および実技試験により行う。

ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(1) 交通誘導警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(オ) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(ウ) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 交通誘導警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 申請手続等

(1) 受付期間

令和2年9月28日(月)から同年10月2日(金)までの午前9時から午後4時

まで

ただし、定員になり次第受付を終了する。

(2) 検定申請書の提出先

検定を受けようとする者（以下「検定申請者」という。）の住所地または検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署
なお、原則として本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。

(3) 提出書類等

ア 検定申請書 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの） 2葉

ウ 検定申請者の住所地を管轄する警察署に申請する者にあつては、その者の住所地を疎明する書面 1通

エ 警備員でその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に申請する者にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面 1通

オ 3(2)アに該当する者にあつては、交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の写しおよび当該合格証明書の交付を受けた後当該業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面 各1通

カ 3(2)イに掲げる者にあつては、当該疎明書面 1通

(4) 受検手数料

14,000円に相当する福井県証紙により納入するものとし、検定申請書提出時に提出すること。

なお、納付された受検手数料は、返還しない。

6 その他

(1) 検定受検時の携行品

ア 学科試験

・ 筆記用具

イ 実技試験

・ 筆記用具

・ 雨具

(2) 受検票の交付

受検票は、学科試験当日の受付時に交付する。

7 検定に関する問合せ先

福井県警察本部生活安全全部生活環境課

電話0776-22-2880（内線3192、3193）または各警察署生活安全

課（係）

令和二年八月四日発

行

発行人

〒九一〇―八五八〇

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県